２　法第十条の五の四第三項第三号イに規定する財務省令で定める場合は、同号イの認定が次に掲げるものである場合（その年十二月三十一日までに次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十五条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

一　次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）第四条第一項第一号に規定する事業主の類型に係るもの（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百八十五号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により行つた次世代育成支援対策推進法第十三条の申請（次号において「認定申請」という。）に基づき受けたものを除く。）

二　次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第二号に規定する事業主の類型に係るもの（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和三年厚生労働省令第百八十五号）附則第二条第二項の規定に基づきなお従前の例により行つた認定申請に基づき受けたもの及び同条第三項の規定により次世代育成支援対策推進法施行規則第四条第一項第二号イに規定する要件を満たしているものとみなされて受けたものを除く。）

３　法第十条の五の四第三項第三号ハに規定する財務省令で定める場合は、同号ハの認定が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画等に関する省令第八条第一項第二号又は第三号に規定する事業主の類型に係るものである場合（その年十二月三十一日までに女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十一条の規定により当該認定が取り消された場合を除く。）とする。

第五条の十二の三第三項第二号及び第四項第二号中「生産工程効率化等設備等」を「生産工程効率化等設備」に改める。

第五条の十二の四の次に次の一条を加える。

（環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却）

**第五条の十二の五**　施行令第六条の二の二第四項に規定する財務省令で定める書類は、当該個人が受けた環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和四年法律第三十七号。第一号において「促進法」という。）第三十九条第一項の認定に係る次に掲げる書類とする。

一　環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律に基づく基盤確立事業実施計画の認定等に関する省令（令和四年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第三号。以下この号において「認定等省令」という。）第一条第一項の申請書に添付された促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画（施行令第六条の二の二第四項に規定する機械等が記載されたものに限るものとし、当該基盤確立事業実施計画につき促進法第四十条第一項の規定による変更の認定があつたときは当該変更の認定に係る認定等省令第三条第一項の申請書に添付された変更後の促進法第三十九条第一項に規定する基盤確立事業実施計画を含む。）の写し

二　認定通知書（前号の変更の認定があつたときは、当該変更の認定に係る認定通知書を含む。）の写し

第五条の十三第八項を削り、同条第九項を同条第八項とし、同条第十項中「第六条の三第二十六項」を「第六条の三第二十四項」に改め、同項を同条第九項とする。

第五条の十五を削る。

第五条の十六中「第十三条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第五条の十五とする。

第六条の二第二項中「第八条第三項」を「第八条第四項」に改め、「（運輸監理部長を含む。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

２　法第十五条第一項に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた年分は、国土交通大臣又は同項に規定する倉庫用建物等の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において同じ。）の当該倉庫用建物等が同条第一項の規定の適用を受けようとする年分において同項に規定する政令で定める要件を満たす特定流通業務施設に該当するものであることを証する書類を当該年分の確定申告書に添付することにより証明がされた当該年分とする。

第十一条の三第十六項中「第十九条の三第三十二項」を「第十九条の三第三十四項」に、「第十九条の三第三十三項」を「第十九条の三第三十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十五項中「第十九条の三第十二項」を「第十九条の三第三十四項」に、「第十九条の三第三十五項」を「第十九条の三第三十六項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十四項中「第十九条の三第二十五項及び第二十六項」を「第十九条の三第二十七項及び第二十八項」に改め、同項を同条第十七項とし、同項の次に次の一項を加える。

18　国税庁長官は、別表第六㈠及び別表第六㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてこれらの用紙の大きさをこれらの表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十一条の三第十三項中「第十九条の三第二十六項」を「第十九条の三第二十八項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に、「分割承継法人株式、分割承継親法人株式又は完全子法人株式」を「合併法人株式若しくは合併親法人株式、分割承継法人株式若しくは分割承継親法人株式、完全子法人株式、株式交換完全親法人の株式若しくは同項に規定する株式移転完全親法人の株式」に、「「分割承継法人株式等」を「「合併法人株式等」に、「分割承継法人株式等と当該分割承継法人株式等」を「合併法人株式等と当該合併法人株式等」に改め、同項第一号中「つき」を「つき、」に、「又は」を「若しくは」に、「管理等信託をしている」を「管理等信託をし、又は法第二十九条の二第一項第六号ロの管理をさせている」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　前年中に特定新株予約権の行使をした特例適用者の氏名、住所又は個人番号が当該特定新株予約権の付与に係る契約を締結した時の氏名、住所及び個人番号と異なる場合には、当該契約を締結した時の氏名、住所及び個人番号